

滋賀県健康づくりキャラクター使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、滋賀県が県民の健康についての啓発を推進するため、滋賀県健康づくりキャラクター「しがのハグ&クミ」（以下「キャラクター」という。）の広く効果的な活用の促進を図ることを目的に、キャラクターの適正な使用の確保に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用承認申請等)

第2条 キャラクターを使用する場合は、あらかじめ滋賀県健康づくりキャラクター使用申請書（様式第1号）を滋賀県健康医療福祉部医療保険課長（以下「医療保険課長」という。）に提出し、承認を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、別紙に掲げるキャラクターの図柄を変更、改変することなく使用する場合はこの限りではない。

- (1) 滋賀県内の地方公共団体が使用する場合
- (2) 報道機関が報道の目的で使用する場合
- (3) その他医療保険課長が適当と認めた場合

2 医療保険課長は、前項の規定による申請があった場合、その内容が次の各号いずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

- (1) 滋賀県の信用または品位を害すると認められる場合
- (2) 消費者や利用者の利益を害すると認められる場合
- (3) 特定の政治、思想または宗教等の活動に関すると認められる場合
- (4) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れがあると認められる場合
- (5) 営業または販売物に使用する場合。ただし、あらかじめ滋賀県と協議し、許諾を得たものは除く。
- (6) その他、医療保険課長が不適切であると判断した場合

3 前項の承認は、滋賀県健康づくりキャラクター使用（変更）承認通知書（様式第2号）をもって通知する。

(使用料)

第3条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第4条 キャラクターを使用する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 定められた色、形式などを正しく使用すること。ただし、単色での使用は除く。
- (2) キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。
- (3) 使用期間を遵守すること。
- (4) 原則として、キャラクターに近接して 滋賀県健康づくりキャラクター「しがのハグ&クミ」（単体で使用する場合は 滋賀県健康づくりキャラクター「しが

のハグ」または 滋賀県健康づくりキャラクター「しがのクミ」）と表記すること。

(5) 承認された用途のみに使用し、医療保険課長が付した条件・指示に従うこと。

(見本品の提出)

第5条 キャラクターのデザインの使用承認を受けた者は、当該承認に係る見本品等を速やかに医療保険課長に提出しなければならない。ただし、提出困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

(承認内容の変更の申請)

第6条 キャラクターの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、滋賀県健康づくりキャラクター使用承認変更申請書(様式第3号)を医療保険課長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、滋賀県健康づくりキャラクター使用(変更)承認通知書(様式第2号)をもって行う。

3 変更申請の承認後についても、第4条の規定を遵守しなければならない。

(承認の取り消し)

第7条 医療保険課長は、キャラクターの使用がこの要領又は承認内容に違反していると認められた場合は、当該承認を取り消すことができる。

2 前項の承認の取り消しは、健康づくりキャラクター使用承認取消通知書(様式第4号)をもって通知する。

3 本条第2項の規定により承認を取り消された者は、承認取り消しの通知があった日以降、当該承認に係る物件の使用、配布、掲示をしてはならない。

(責任の制限)

第8条 前条の規定により、キャラクターの使用承認を取り消した場合、使用承認を受けた者に損害が生じてても、滋賀県はその責めを負わない。

2 キャラクターの使用承認を受けた者がキャラクターの使用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、滋賀県は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、キャラクターの使用に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成26年 1月10日から施行する。

この要領は、平成26年 4月 1日から施行する。

この要領は、令和元年 5月 1日から施行する。

この要領は、令和3年 3月 22日から施行する。